

制度情報—2025年7月の法令から—
北京市大地律師事務所
(北京市大地律師事務所 日本部監修)

I. 重要な法令のポイント解説

就業安定政策支援の更なる強化に関する国务院弁公庁による通知

(発令元) 国务院弁公庁
(法令番号) 国弁発[2025]25号
(公布日) 2025年7月9日

1. 主なポイント

- (1) 失業保険の安定雇用最大還元率を中小零細企業 90%、大企業 50%に引き上げ（地方基金の残高条件あり）。（第2条）
- (2) 経営困難企業への養老・失業・労災保険納付の段階的猶予を許可。納付猶予期間中は延滞金を免除。（第3条）
- (3) 16-24歳の失業者受け入れ企業に、1人当たり最高1500元の一時助成金を支給。（第5条）
- (4) 就業サービスを最適化。失業者は居住地で登録し就業支援を享受でき、高齢者、障害者等は就業困難者認定を受けることで享受が可能となる。（第14条）

2. 今後の留意点

本政策の大部分は2025年末まで、一部（社会保険納付猶予等）は2026年まで継続される。企業の自主申請を必要とし、各地域の経済発展レベルや社会保険基金残高等で政策が異なる場合があるため、現地の政策実施状況を適時確認する必要がある。（全文計19条）

住宅賃貸条例

(発令元) 国务院
(法令番号) 中華人民共和国国务院令第812号
(公布日) 2025年7月21日
(施行日) 2025年9月15日

1. 主なポイント

- (1) 借主の安全及び人身健康権益を保障するため、台所、トイレ、バルコニー、廊下、地下収納室、車庫等非居住空間の単独賃貸居住を禁止。（第7条）
- (2) 全住宅賃貸契約は、住宅管理部門の住宅賃貸管理プラットフォームへの届出を必須とする。同プラットフォームは賃貸情報を税務・公安等政府部門と共有し合法的監督管理を行うため、個人家賃収入等の納税監督管理が厳密になる可能性がある。（第8条）
- (3) 契約に別段の定めがある場合を除き、貸主は正当な理由なく敷金を控除してはならない。（第10条）
- (4) 住宅賃貸仲介業者に対する規制を強化。仲介業者による住宅賃貸料や敷金の代理徴収及び代理支払いを違法行為とした。違反した場合は2万元以上10万元以下の罰金、情状が深刻な場合は営業停止が命じられる。（第25、44条）

2. 今後の留意点

多くの中国駐在員は企業契約のホテルやマンションに住み、個人で賃貸契約をしないが、又貸しや更新時の値上げ、設備の故障等に直面する可能性がある。リスク回避のためにも本条例を十分把握し、不備のない賃貸契約を締結し、紛争発生時は、直ちに現地弁護士と共に対応することが大切である。（全文計 50 条）

育児補助制度実施法案

（発令元） 国務院

（公布日） 2025 年 7 月 28 日

（施行日） 2025 年 1 月 1 日

1. 主なポイント

- (1) 補助対象を明確化。補助金は 2025 年 1 月 1 日より起算、対象は法令に従って出産した満 3 歳以下の乳幼児。満 3 歳を超える乳幼児は補助金対象外。
（第 2 条 1 項）
- (2) 補助金支給基準を明確化。補助金は年度ごと支給、現時点の国家基礎補助金基準は子供 1 人当たり年間 3600 元。ひとりっ子家庭以外にも支給される。
（第 2 条 2 項）
- (3) 乳幼児の両親の一方又はその他保護者が規定に従い乳幼児戸籍地で申請する。政府当局からの自動支給ではないため、自主申請が必要。企業から支払われるものではない。（第 3 条）

2. 今後の留意点

支給基準、支給時期は現地実施政策によるため、常に現地の最新執行状況を把握する必要がある。本政策は、個人所得税付加控除、託児サービス、出産休暇等の政策と共に、低出生率圧力の緩和、少子高齢化緩和を目的としており、今後、母子消費、託児サービス、児童医療、ミルク製品等の市場消費に一程度増加が見込まれるため、各日系企業は、関連業界の動向を適時注視すべきである。（全文計 6 条）

中華人民共和国価格法改正草案（意見募集稿）

（発令元） 国家発展改革委員会、市場監督管理総局

（公布日） 2025 年 7 月 24 日

1. 主なポイント

- (1) 従来の「低価格ダンピング」の認定規則から「危害結果を与える」という文言が削除され、規定に沿った正当な値下げ以外の、低価格販売やサービス提供行為が「低価格ダンピング」行為と見なされ、行政処罰を受ける可能性がある。
（第 14 条 1 項 (2) 号）
- (2) その他の不正行為認定を細分化し、価格カルテル、価格つり上げ、価格差別等行為の認定基準を整備。サービス項目分割やサービス内容削減等の手口で価格を上げ下げする行為を追加。（第 14 条第 1 項 (1) (3) (5) (6) 号）
- (3) 低価格ダンピング適用範囲を商品からサービス分野に広げ、正当な理由なく原価を割る価格でサービスを提供することや、他の事業者に自社の価格設定ルールで低価格ダンピングを強制することを禁止。（第 14 条 1 項 (2) (8) (9) 号）
- (4) 政府プライシングメカニズムを完備。基準価格・変動幅形式を問わず、プライシングメカニズムを制定することは価格水準の確定、柔軟性の維持に役立つ。
（第 21 条）

(5) 法執行者の企業経営場所又はその他場所への立入検査権を新規追加。法執行者による実際の帳簿や企業経営及びコストデータ等の検査が可能となり、政府監督管理検査及びコスト監査が従来より多くなる可能性がある。(第34条(1)号)

2. 今後の留意点

同意見募集稿は1998年施行後初の改正で、「反内巻」(不当な粗悪・低価格品、市場ルール無視による競争等をいう)の抑制を目的とする。

現地日系企業は、中国企業とのサプライチェーン取引が経営上不可避なため、中国各業界の各企業(特に川上・川下取引先)に同法が与える影響及び動向を適時注視すべきである。(全文計48条)

北京市 2025 年度最低賃金基準調整に関する通知

(発令元) 北京市人力資源、社会保障局

(公布日) 2025年7月24日

(施行日) 2025年9月1日

1. 主なポイント

(1) 北京市の全日制就業労働者の最低賃金基準を、時間給14.62元、月賃金2540元に引き上げ。最低賃金には、夜勤、高温、坑内、有毒有害等の特殊労働環境条件手当、休日・時間外労働賃金、各種社会保険料及び住宅積立金等は含まない。

(第1条)

(2) 非全日制従業員の最低時間給を27.7元に、法定祝祭日の最低時間給を65.1元に引き上げ。当該基準には、雇用主及び労働者本人が納付すべき養老、医療、失業保険料が含まれる。(第2条)

(3) 出来高賃金を実施する企業は、企業と労働者の平等な協議で労働ノルマと出来高単価を確定する。労働者が正常な労働を提供(病気休暇、私用休暇、欠勤がない)する場合、月賃金は北京市最低賃金基準を下回ってはならない。(第3条)

2. 今後の留意点

本通知は北京市の規定で、各地の最低賃金基準及び「五険一金」を含むか否か等の規定に差異があることから、リスク回避のため、自社所在地の最新規定の適時確認や、法的要求に従った賃金調整が重要である。(全文計5条)

II. 法令運用上のケーススタディ解説

1. 事件の概要

2008年設立のA社が保有する馳名商標「某牛」はコンセント等の商品に使用される浙江省の有名商号で、A社の経営範囲は電気機器、金物工具等を含む。

一方、経営範囲に家電製品、金物等を含むB社の法定代表者は、2020年の設立と同時に「某牛王」を含む商標登録を出願し、継続的に年次報告を提出していた。

A社は、B社が自社商標名称と1字違いの「某牛王」を商標登録したことは不正競争を構成するとし、B社を提訴した。

2. 紛争の焦点

- (1) 一定の影響のある他人の商標を商標登録し、まだ実際に経営展開していない場合、『反不正競争法』第7条（旧法第6条）が定める使用行為に該当するか。
- (2) 当該登録行為は、主観的な経営意図がある、経営範囲に類似する、公衆の混同を招き易いなどにより不正競争を構成するか。

3. 弁護士分析

- (1) 『反不正競争法』第7条（旧法第6条）がいう使用とは、実際に経営する看板、宣伝、包装等だけでなく、企業商号の商標登録行為を含む。登録は使用の起点であり、年次報告の提出や関連商標出願等は経営意図があることを示しており、実際に業務展開していない場合も、法的には使用を構成する。
- (2) 本件でA社の「某牛」は比較的高い知名度（馳名商標+有名商号）を有し、B社の経営範囲に深く関連し、主観的に当該商号の評判を知り意図的に便乗しており、客観的にも公衆の混同を招き易いという不正競争の構成要件を完全に満たす。

4. 事件の裁判結果

第一審は、B社の主観的故意は明らかで、混同を招き易いことを認め、使用停止と10万元の賠償を判決した。第二審は、B社が実際には商業使用していないことを理由に某牛の訴えを棄却したが、最高裁再審は第一審判決を支持し、登録行為自体が『反不正競争法』でいう使用に該当し得ると認定した。

5. 今後の留意点

- (1) 登録する前に国家企業信用情報公示システム、商標照会プラットフォーム等で同業関連他社に一定の知名度を有する類似の商号や商標が存在するか否かを全面的に検索し、混同惹起による権利侵害リスクを回避する必要がある。
- (2) 使用中の商号の商標登録、ブランド宣伝、荣誉認証（有名商号、馳名商標認定等）による「一定の影響力」を維持強化し、権利保護の十分な根拠を保持する。
- (3) 悪意ある便乗を避ける。他社保有の有名商号を意図的（「王」「世家」を足す等）に自社商号の核心要素としてはならない。当面経営展開しない場合も、悪意のある登録として不正競争と認定される恐れがある。
- (4) 権利保護の根拠を適切に保持し、他社の類似商号登録を発見した場合、速やかに自社の商号知名度証拠（受賞証書、販売データ、宣伝資料等）や相手方の主観的故意証拠（権利存在を知りながら登録した痕跡）を固め、訴訟、行政苦情等を通じて権利を保護する。